

浜松市まちなか賑わい創出支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、中心市街地の活性化を図るため、回遊性を向上させ、にぎわいを創出する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 商店会等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 浜松市商店街の活性化に関する条例施行規則（平成20年浜松市規則第36号）第2条に定めるところにより市長に届け出たもの

イ アに掲げるもののほか、商店街の活性化を目的として組織した商店会又は商工会もしくはまちづくりを行う団体。

ウ イに規定する団体の会員が組織する実行委員会等の組織

エ イに規定する団体が複数参画する協議会等の組織

(2) 中心市街地 別図の区域をいう。

(3) まちなか回遊性向上事業 商店会等が実施する中心市街地の活性化を目的としたイベント等で、回遊性向上及びにぎわい創出の効果が認められるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「補助事業者」という。）とする。

(1) まちなか回遊性向上事業を実施する商店会等であること。

(2) 市税を完納していること。

(3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税県民税及び森林環境税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

(5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) まちなか回遊性向上事業であること。
- (2) 当該年度において、同一の事業につき1回の申請であること。
- (3) 同一の事業について、過去にまちなか賑わい創出支援事業費補助金の交付を受けた回数が2回以内であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

- (1) 補助事業の実施の全部を第三者に委託する事業
- (2) 収益を目的とした事業
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
- (4) 特定の政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業
- (5) 公序良俗に反するおそれがあると認める事業
- (6) 市の他の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業
- (7) 国、他の地方公共団体又は公共的団体の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表第1に掲げるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、上限を100万円とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとするときは、当該事業を実施する前において市長が定める時期までに、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体の概要書（第4号様式）
- (4) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由

書（第5号様式）

- (5)（申請者が市外在住者の場合）当該申請者が在住する市町村の納税証明書
- (6) 団体の規約、団体の構成員の分かる名簿
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

（交付の決定及び条件）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該申請者に対し、補助金交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

2 前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容の変更又は経費の変更（をする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、市長が軽微であると認める変更又は補助金額の20%以下の減額を除く。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を得なければならないこと。
- (5) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。
- (6) 補助金の交付を受けた日から3年間において、市が実施する補助対象事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- (7) 補助事業の完了により当該補助事業者には相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- (8) 第16条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第3項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
- (9) 第16条第3項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

（補助事業の変更等）

第9条 補助事業者は、前条第1項の決定を受けた補助事業の内容の変更又は経費の変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、市長が軽

微であると認める変更又は補助金額の20%以下の減額を除く。

- 2 前項の規定による承認の申請は、補助事業変更承認申請書（第7号様式）により行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助事業者に対し、補助金変更交付決定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（補助事業の実績報告）

第10条 まちなか回遊性向上事業を実施した者は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実施報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- （1）事業実績書（第10号様式）
- （2）収支決算書（第11号様式）
- （3）補助事業を実施した状況が分かる写真
- （4）領収書その他申請者が補助対象経費を支出したことを証する書類（名宛人が申請者と同一名義のものに限る。）
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額を、補助事業者に対し、補助金交付確定通知書（第12号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条第2項の補助金交付確定通知書の交付を受けた補助事業者は、市長に対し、請求書（第13号様式）により補助金を請求することができる。

（概算払の承認申請）

第13条 補助事業者は、規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払承認申請書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

（概算払の承認）

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金概算払承認通知書（第15号様式）により通知するものとする。

(概算払の請求手続)

第15条 補助事業者は、前条による補助金概算払承認通知書の交付を受けたときは、概算払請求書(第16号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条第1項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分違反したとき。
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令をしたときは、補助事業者に対し、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書(第17号様式)により通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第17条 補助事業者は、前条第3項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

(公表)

第18条 市長は、補助事業の概要その他第1条の目的を達成するために必要な事項を公表することができる。

(その他)

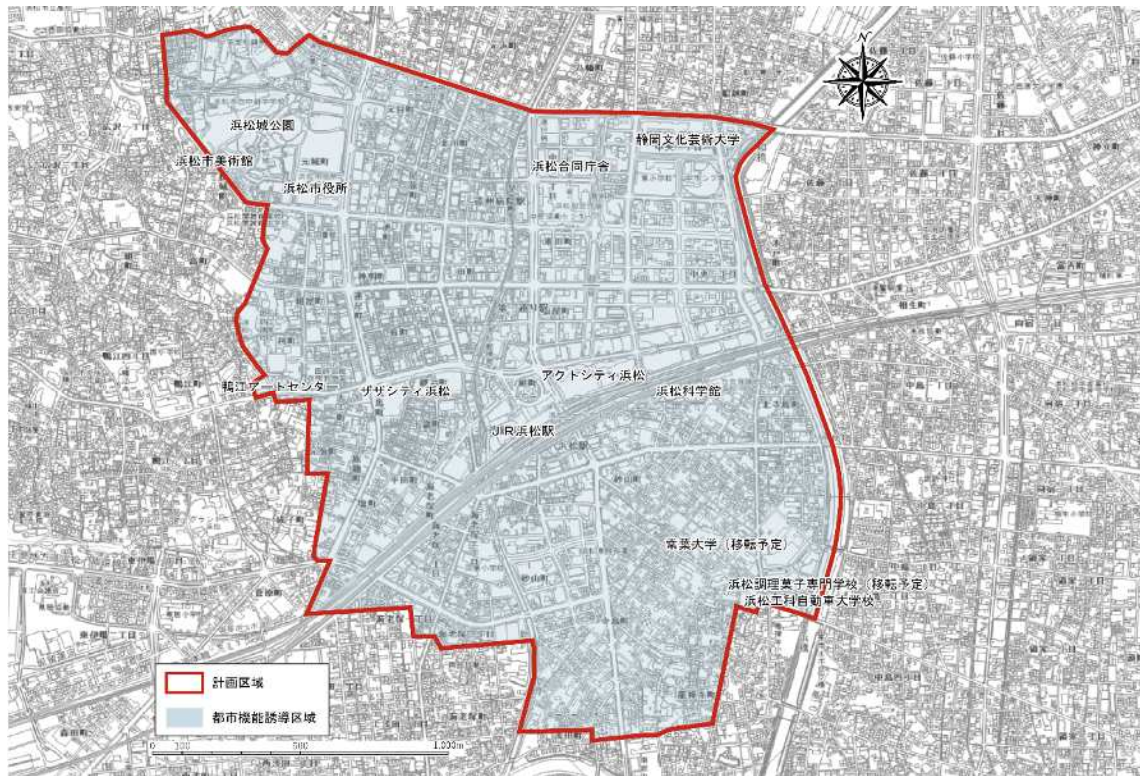
第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度に交付する補助金について適用する。

別図（第2条関係）

令和8年3月17日内閣総理大臣認定「浜松市中心市街地活性化基本計画認定区域」328.69ha



別表第1（第5条関係）

費目	内容	注意事項
報償費	講師、出演者等への謝金等	1 時間当たり 3,500 円以内とする。
賃金	事業実施に要する人件費	1 社会通念上適当な人数・時間の範囲内に限る。 2 スタッフの時給は、1 人当たり 1,500 円以内とする。
旅費	講師、スタッフ等への交通費等	
需用費	消耗品費・燃料費・電気料・ガス代・印刷製本費・修繕費・広告宣伝費・その他物件費等	
役務費	電話料・郵便料・事業実施に係る保険料等	
委託料	事業委託費等	
使用料及び賃借料	会場・資機材等の使用・借上げに要する経費等	

備考

- 1 全て補助事業の実施に直接要する経費に限る。
- 2 以下の経費は、補助対象経費から除外する。
 - (1) 領収書その他支払いを証する書類（名宛人が申請者と同一名義のものに限る。）を提出できない経費（交通費等の実費弁償分を除く。）
 - (2) 飲食代（講師、出演者等の分を含む。）
 - (3) 申請団体の構成員に対する報償費・賃金。
 - (4) 委託先事業者が申請団体の構成員もしくは構成団体の場合の委託料。